日 調 連 発 第 ３ ５ 号
平成２４年５月２３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士名簿の登録事項変更に伴う電子証明書の失効に関する
周知方について（お願い）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第 6 条第 10 項によりますと、当連合会に備える土地家屋調査士名簿中の登録事項につき変更の手続が採られるなど、同名簿と電子証明書に記録されている事項が異なることとなった場合は、電子証明書の失効手続を採るとされております。

当連合会では、会報やホームページに、電子証明書の失効に関する案内を都度掲載しているところですが、登録事項の変更に伴う予期せぬ電子証明書の失効により、会員の皆さまの業務に支障を来すおそれがあります。

つきましては、貴会会員から下記のとおりの登録事項の変更届出がされ、連合会において、土地家屋調査士名簿の変更の登録を行いますと、当該会員が保有する電子証明書が失効の対象とされることを、できる限りで結構ですので、お伝えいただきますようお願いいたします。

記

１　所属する土地家屋調査士会
２　登録番号
３　氏名
※　職名の使用等により、失効の対象とならない場合もあります。
４　事務所所在地
※　事務所所在地の変更につきましては、平成２２年３月３１日までに発行された電子証明書が失効の対象となります。この場合、該当する電子証明書（ＩＣカード）の券面には事務所所在地が記載されています。
　また、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等、移転を伴わない変更についても失効の対象となります。